

観光振興のための免税等

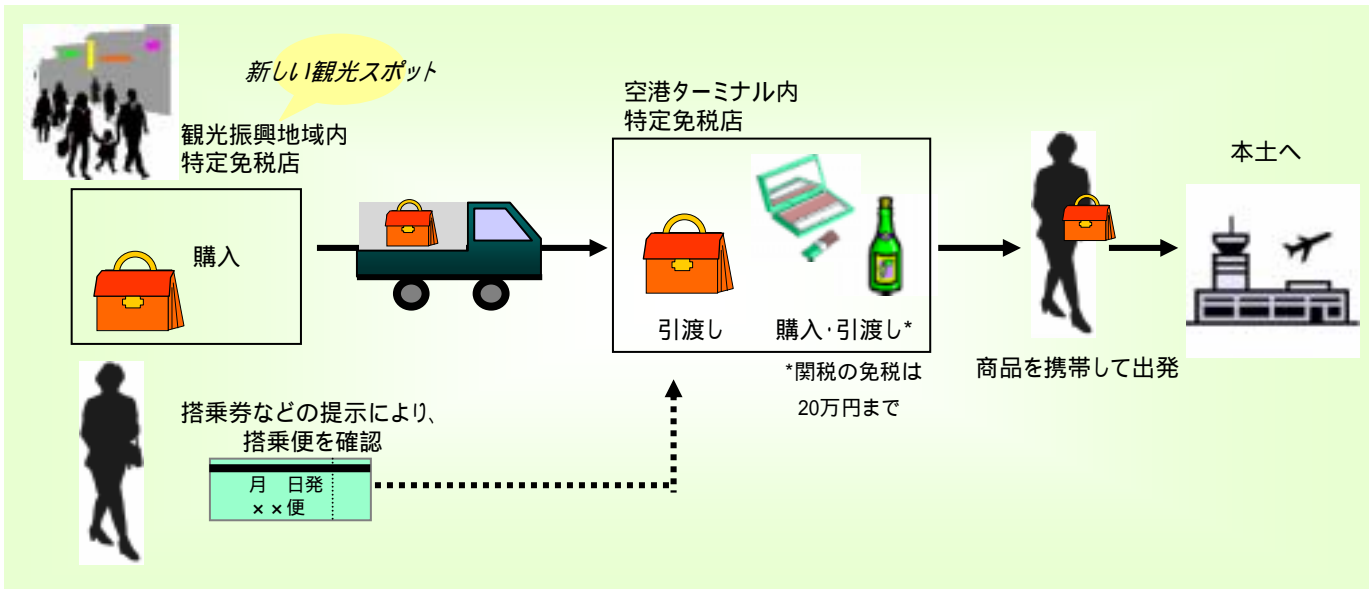
目的・概要

沖縄の自然や文化に加えてショッピングの楽しさを提供することによって、沖縄がより魅力的な観光地となるように、旅客が購入した商品について関税を免除する、**沖縄型特定免税店制度**が定められています。

また、航空運賃を安くするため、航空機燃料にかけられる税金が半額に軽減されます。

沖縄型特定免税店制度

空港内旅客ターミナル施設や観光振興地域内のショッピングモールにおいて指定を受けた場所で営業する免税店で販売される**商品の関税が免除**されます。ただし、観光客が個人用として沖縄県外に持ち出すものに限られます。



航空機燃料税の軽減

観光客の大部分が利用している本土・那覇間の航空機の燃料に関しては、通常1キロリットルあたり26,000円かかる航空機燃料税が13,000円に軽減されます。

(なお、特定離島路線の航空機の燃料に関しては、航空機燃料税が19,500円になっていますが、平成14年度に限って、羽田・離島(宮古島、石垣島、久米島)間について13,000円に軽減されます。)